

## 地域振興TF 議事概要

1. 日 時：平成19年11月22日（木）14:30～15:00
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議 題：環境省ヒアリング

「国庫補助を受けて整備された一般廃棄物焼却施設の財産処分について」

4. 出席者：【規制改革会議】

安念委員

【環境省】

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 課長 関 莊一郎  
課長補佐 秦 泰之  
課長補佐 野口 竹志

○安念委員 お待たせしました。では、まず伺いましょう。

○関課長 それでは、私、環境省の廃棄物対策課長をやっております関と言います。よろしく願います。

事前に御質問をいただいておりますので、紙を用意させていただきましたので、これを簡単に、まず私の方から説明させていただくということでよろしゅうございますか。

○安念委員 願います。

○関課長 国庫補助を受けて整備された一般廃棄物施設の財産処分についての御質問4つでございますけれども、第1の御質問は、焼却施設を市町村合併に伴い処分する場合については柔軟な運用をすべきと考えるけれども、どうだろうかということであります。

ここに書いてございますように、市町村合併に伴いまして、耐用年数に達する前にその施設を廃止した場合における国庫補助相当額に係る返還額の算定をどうするかということでもありますけれども、その使用年数が加重平均の耐用年数を超えない場合は、通常、加重平均耐用年数ということでこれを今判断しておりますので、仮に超えないような施設につきましても、市町村合併という特殊な事情がありますので、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の柔軟な扱いができるようにすべく検討を行っているところでございまして、できましたら、こういう扱いになるようにしていきたいと考えております。

○安念委員 税関係の耐用年数がありますよね。これは何が基準なんですか。一覧表みたいなものがあるわけでしょうね。

○関課長 補助金適正化法に基づいて財務大臣が決めておりまして、それに基づいて各省の大臣が決めております。例えば、機械設備でありますと、通常7年。建物ですと、いろいろ構造によって違うんですけれども、30年程度というふうなことであります。個別の物ごとに、耐用年数を過ぎていけば価値がないと判断しておりますけれども、廃棄物施設のように全体が一体となって機械設備の周りに構造物としての建物があるというものをそれぞれで見ますと、最初に、プラントの中の

機械設備が高温ですからだめになると。それでも建物というのは耐用年数に達しない場合が普通ですから、個別に見るのはどうも適正ではないのではないかとということで、全体として費用の重みづけをして、加重平均耐用年数という概念を用いて、それを超えたものについては、ほぼ補助目的を達したと判断していたと。

○安念委員 そうすると、建屋も含めて考えるわけですか。

○関課長 はい。

○安念委員 そうすると、当然ながら炉がありますね。あと、換気設備がどうしたとか、いろいろなものがくっついていきますよね。それぞれ、これは10年とかこれは5年とかいうふうについているわけですね。

○関課長 すべての設備や工事の種類ごとに耐用年数というのは決まっております、その費用が当然違いますので、費用の重みづけをして、耐用年数の加重平均を出すと、普通、焼却施設の場合は10年強に一般的にはなりません。

○安念委員 建築物が一番、加重はともかくとして、長さだけいえば長いわけですね。

○関課長 はい。

○安念委員 ただ、恐らくあんなものは別に豪華建築にする必要はないわけだから、金は、それ自体にはそれほどはかからないということですか。

○関課長 大まかに申し上げますと、焼却施設で建物系のは全体の費用の大体2割程度だろうと。機械設備の方が8割ぐらいかなという感じであります。

○安念委員 わかりました。で、大体ざっくりした数字で10年程度と。

○関課長 10年強であります。それ以上使っているものにつきましては、普通は10年以内に壊すというのは、よほどの事情がない限りありませんので、加重平均耐用年数で超えている場合には、取壊し費用等も含めてその差として残存価値を見るという柔軟な扱いができるようにと。御質問の1番のように、市町村合併で、仮に10年以内の短いような期間で合理化した方がいいようなことになったという場合においては、現在、こういう方法は適用されませんが、やむを得ない事情があると考えられますので、柔軟な方法が適用できるようにルールの変更を検討したいと。

○安念委員 そのルールの根拠は、省令か何かですか。

○関課長 運用であります。

○安念委員 運用。じゃ、通達の類ですな。法規命令ではないわけですな。

○関課長 はい。

○安念委員 わかりました。運用でやっていらっしゃる。わかりました。それを今よりもフレキシブルにさせていただけるということですか。

○原課長 はい。

○安念委員 わかりました。ありがとうございます。

○関課長 それから、2番目でございますが、こういうルールについて、現行制度のマニュアルを作成することによって周知を図るべきではないかという御質問でありますけれども、御指摘のとおり、今後、現行制度のマニュアル等を作成すること等によって、地方公共団体に一層の制度の周知

を図ってまいりたいと。これは機会を通じて今までもやってきておりますけれども、たまたま御存じないようなところがあるかもしれませんので、もう少し丁寧に、より一層丁寧に周知を図っていきたいと考えております。

○安念委員 当然、回答1の方で御回答いただいた、運用をフレキシブルにさせていただいて、それを含んだ上でのマニュアルを御作成いただけるということでございますよね。

○関課長 そういうことでございます。

○安念委員 わかりました。ありがとうございます。

○関課長 それから、質問の3つ目でありますけれども、財産処分に当たって補助目的を達成した場合であっても、施設評価額が解体費を上回る場合は国庫補助金の返還が必要となるが、その前段階で既に補助目的を達成していると評価している以上、補助金返還を求める合理的理由はないものと考えられる。このような方向で現行制度を緩和することについてどう考えるかという御質問でございますが、これは、書面でありますように、廃棄物処理施設の財産処分につきましては、先ほど御説明しましたように、その施設を構成する設備がそれぞれ結合し合いまして、建物とか機会でありますけれども、一体となってその機能を果たしているという性格を踏まえまして、施設全体を一体的なものとして評価額を算出する「加重平均耐用年数」という方式を用いることとして、その使用年数が加重平均耐用年数を超えた施設については、その残存価値がその施設の解体費を下回る場合には返還金を求めないとしておりまして、既に個々の設備ごとの処分制限期間をもって評価額を算出する場合に比べまして、十分な緩和措置を既に講じていると私ども考えております。

なお、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律の施行令の14条1項2号に規定されております各省庁の長が定める期間、これは処分制限期間でありますけれども、につきましては、減価償却資産の耐用年数に関する省令、これは昭和40年に定められている大蔵省令でございます、で定められております耐用年数を基礎とすることを原則とするとされていますので、今後も引き続きこの原則に基づいて財産処分の手続を行いたいということでありまして、個々のパーツ、パーツにつきましては、各省の長が勝手に定めるのではなくて、大蔵大臣が定めたものに従って定めるようになっていますので、どの省におきしても、私どもの存じている範囲では、例えば、機械設備は7年、建物では30年と、ここは一律になっていると理解しております。

ただ、私どもができる運用としては、その物の特殊性にかんがみ、全体を一体として加重平均耐用年数でその補助目的を達していると言うと誤解があるかもしれませんが、ほぼ達しているとみなして、その場合には一定の緩和措置で処分をしますので、取り壊す施設がありますから、解体する費用の差額があれば御返還いただく。なければ返還する必要がないという運用をしているところでもあります。

○安念委員 そうすると、残存価格マイナス解体費が正の値であれば、その部分は返してくれるという扱いだということですね。

○関課長 はい。実際に、今年に入って財産処分の申請があったものを調べましたところ、21件これまでございまして、返還が生じたのは1件のみでありますので、加重平均耐用年数という方法でやっていると、実際にはほとんど返還は生じていないということでもあります。

- 安念委員 事務局、これは具体的な事例に則っての話でしたっけ。
- 事務局 もともとは、市町村合併に伴って、焼却施設が2つあったものを1つにできないかという要望があって、その事例ではたしか、両方とも建ててから10年経過していない施設だったと思います。
- 関課長 恐らく今のようなことでありましたら、御質問の1番で、加重平均の耐用年数というのは、今のルールでは適用されませんので、これが特殊性にかんがみて適用できるということにすれば、仮にそこが財産処分をすれば、返還は、過去の例で見ますと、生じない可能性が極めて高いと。
- 野口課長補佐 もちろん計算してみないとわからないところは当然あるんですけども。
- 安念委員 さらに、そうであっても、御回答1の、今後つくっていただくフレキシブルな扱いで救済されることがあるかもしれないということですか。ないかもしれないけれども、あるかもしれない。
- 関課長 はい。
- 安念委員 ただ、これは一般論として何うだけですけれども、大蔵大臣が定めているということは、税法の関係で定めている基準ですか。
- 秦課長補佐 補助金適正化法。
- 安念委員 補助金適正化法だけのためにつくっている。
- 秦課長補佐 はい。
- 野口課長補佐 ただ、もともとは恐らく同じ考えではないかとは思いますが。
- 安念委員 実際の具体的な年数についてはね。確かに違える理由もないですね。
- 野口課長補佐 はい。ただ、一応そのために定めるというふうになっているものです。
- 安念委員 ただ、理屈を考えると、償却資産が償却するというのと、補助金で買ったいろいろな構造物その他が目的を達したと言えるかどうかというのは、観点の違う話ではありますよね。どっちが長い、短いと言えるかは一概にはわからないけれども。
- 関課長 はい。ただ、私どもの理解では、補助金適正化法の本質というのは、それぞれ資産価値がある限りにおいては、資産価値がゼロになるまで使用すれば、間違いなく目的は達しているということなんです。その中途にあるものをどう判断するかということで、それぞれ各省の大臣が知恵を出しているわけでありまして、私どものような焼却施設でありますと、一体的にとらえるというのが現実的であろうということで運用させていただいていると。でありますから、加重平均の耐用年数を超えたからといって、完全に目的を達したというわけではなくて、目的を達したとみなせるというふうな考えでありますので、解体するという費用と比較して、最終的に返還額が生じかどうかということは決めている。
- 安念委員 ただ、そうだとすると、目的を達したかどうかというのは、単純に償却の期間が過ぎたかどうかとは違うから、定性的な判断ということになるんですか。
- 関課長 なかなか定量的に、私ども廃棄物焼却施設を補助しますのは、当然その地域の廃棄物の適正処理を確保するためにということでありまして、そういう意味で、仮に廃棄物はその地域か

ら一切なくなれば、必要が全くありませんので、ということにはなると思うんですけども、そういうことは残念ながらありませんので、人間活動がある限り必ず出てまいりますので、そういう意味では、そういう観点に立てば、いつまでも目的は達せないということが言えるかもしれないと。ただ、当然物でありますから寿命がありますので、寿命を超えてしまえば、耐用年数を超えてしまえば、それは目的を達したということとイコールであると考えられると。その以前のものについてどう考えるかと。

○安念委員 そうですね。耐用年数に到達してしまえば、定量的に目的が達したものと、いわば擬制すると考えてしまう。それ以前もしかして、社会的な状況によっては目的を達成したと考えられる場合もあり得ると整理になるということですか。

○関課長 ただ、廃棄物の場合は、廃棄物が発生しなくなるということは現実的にありませんので、あとは建物がプラントの中心部の機械部分が耐用年数に達したと。周りの箱部分がまだ耐用年数に達していなくて残存価値があるというのをばらばらに見ると、返還額が大変多くなりますので、それは一体として構成されているんだからということで、加重平均耐用年数という考えを導入するということです。

○安念委員 それはわかりました。それは合理的なお考えだと思うんですが、例えばの話、これは私は全くの素人なので、教えていただければと思うんですけども、例えば、炉が、まだ確かに物理的には使えるんですけども、新しい製品が出てきて、従前の炉だと、よほど運転をうまくしないとダイオキシンがちょっと出てしまうかもしれないが、新しいの方は、生ごみを燃やしても、ダイオキシンが全く出ない、そんなものが本当にあるかどうか知らないけれども、そういうものが出たとしましょう。そうすると、住民からすれば、当然のことだけれども、そんな古いものを使ってもらっては困る、新しいのを税金で買って来て、ということになるわけだけれども、こういうときには、社会的には、古いやつではだめだというような一種の社会的な合意というか環境ができてしまったら、従前の方は目的を達したんだと考えられるということはないんですか。

○関課長 なかなか難しいのは、仮に先生おっしゃったようなことが過去にもございまして、ダイオキシン対策の中で新しい炉に変えるという手もありますけれども、そのままの炉に後付的に処理装置をくっつけると。工場等で環境対策の排煙処理装置のようなもの。そういうやり方でも対策はとれますので、元のものでそれだけをもって使用に耐えなくなったというわけでも必ずしもないと。

○安念委員 なるほど。手直しをすれば炉を取り替えたのと同じ効果を上げることができる場合があるということですか。それはそうでしょうね。わかりました。

回答3については、要するに、私どもの質問3については飲めないよとおっしゃっているわけですね。

○関課長 はい。

○安念委員 わかりました。飲めないよというときは、どうしても人間は長く書きたくなるものです。事実としてはわかりました。

では、4のところ。

○関課長 4は、財産処分に当たって、補助目的達成の可否については加重平均耐用年数を経過したか否かによる運用が行われているけれども、例えば、国庫補助事業完了後5年を経過した場合には補助目的を達成するなど、更なる要件緩和をすることについての考え方ということで、今と同じ議論でございますけれども、設備や工事ごとの耐用年数というのは、各省の大臣が勝手に決められるわけではございませんで、補助金適化法の施行令第14条第1項第2号に規定されているこの期間でありますけれども、これは先ほど申し上げましたように、各省の長が定める期間というのが、設備や工事の種類ごとの耐用年数、処分、制限期間という処分を制限する期間でありますけれども、これは大蔵省令で決めておりますその数値をもとに決めるということになっておりますので、例えば、環境大臣がもう5年でいいと。建物、通常30年程度でありますけれども、5年でいいと。機械設備も7年じゃなくて5年でいいということにするというのは、そもそも話でございますので、困難であるということであります。

○安念委員 それはそうなんだけれども、14条1項2号は、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数、この耐用年数というのは財務大臣が定めるということですね。

○関課長 はい。

○安念委員 14条1項2号の耐用年数というのは財務大臣が定めるから、それは各省各庁の長では動かせない。しかし、それを勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合というだけだから、勘案すればいいわけだ。もちろん勘案というのは、ただ見ましたよ、でも知りませんよ、そんなのはもちろん勘案にならないけれども、しかし、勘案というのは、結構アローアンスのある表現じゃないんですか。この場合、御回答は、「一律に補助目的達成とすることは困難である」とおっしゃっているけれども、別に我々としては一律ということを言いたいわけではなくて、こういう扱いもできる限りしていただきたいというニュアンスの表現になっているんですが、こうなるとどんなものですか。

○関課長 私ども、これを勘案して、廃棄物処理施設の特異性にかんがみて加重平均の耐用年数という考え方が合理的に説明できるだろうということで導入させていただきまして、現場のニーズに応えているということであります。

○安念委員 もっと応えていただければ、もっといいんじゃないかなと思ったものだから。

○秦課長補佐 例えば、同じ建物にしても、我々の補助金でつくる建屋と、例えば文部科学省の補助金でつくる学校の建屋と、本質的に何か違いがあって、それがうまく説明できるのかというのが、こっちは30年で、こっちは20年とか、そういうのもあり得るのかもしれないんですけれども、なかなかそういった理由というのは立論は難しいわけございまして、そこで、大体どの役所も同じように年数が決められているのが実態なんですね。

○安念委員 しかし、そう言うてはなんだけれども、機械類はともかく、不動産とか家の耐用年数なんて、あんなものは目の子じゃないですか。あれ自体は別に点の根拠もないんだもの。実は。建物なんてだましまし使っていけば、ずっと使えるわけですからね。それ自体は。特に粗末なつくりの建物は、ある意味で物すごく長く使ってしまう。

わかりました。それはなかなかすぐにルールにさかのぼって、バシッと一律に決めてしまえとい

うことができないという御立場は、それはそれで理解できますけれども、1と2について大変前向きな御回答をいただいたわりには、もう一踏ん張りしていただければ、3と4というのはもうちょっと色好いお返事をいただけるかなと思っていましたものですから、こちらも今後また勉強を重ねまして、そちら様としても歩み寄っていただけるのではないかなと思うような線をもう少し内部的にも検討して探ってみたいと思いますので、まことに恐縮でございますが、事務ベースを通すなり何なりして、もう1～2度お話し合いをさせていただきたいと思いますので、また引き続き御協力よろしく願いいたします。

○関課長 1点だけ最後に御発言を許していただけるのでありましたら、廃棄物処理施設というのは大変高価なものでありまして、地方財政の中でもごみ処理経費というのは、平均で見ると5%ぐらい地方の支出。それで、そういう高価なもので、一部補助金で支援させていただいているとはいえ、貴重な税金でつくったものでありますので、なるべく長く使うことが納税者の負託に応えることだと私どもも思っております。安易に処分ができるようなルールというのは、ある意味で、いいようであって、よくないのかもしれない。今の加重平均耐用年数で見ますと、10年強使ったものについては返還が生じないというのが実例でありますので、私ども廃棄物をやっている立場から申しますと、当然ああいうものをつくったら、10年ぐらい使えるようなものを使ってほしいと。

○安念委員 さあ、それはどうかわかりませんよ。つまり、環境にとっての負荷を金銭換算し、かつ運転の効率というのがあるわけですから、燃料その他、あるいはスペース、そういうことを全部考えてみたら、まだ使えても新しい機械を導入した方がいいという場合はあるかもしれない、それは何とも言えません。一般論の御趣旨は私もよくわかります。それは当然です。税金で買ったものを使えるのに捨ててしまうなんて、これはもちろんやっちはいけないことなただけけれども、全体のコストを考えてみれば、あえて使えるものを処分しても新しいものを入れた方がいいかもしれないという場合は、ないとは言えません。これは技術革新によることだから、それは一概には言えないと思います。おっしゃることの一般論は私、もちろん何ら否定しませんけれども。

では、今後ともひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。